

第百六十二回国 参議院 内閣委員会 會議録 第四号

平成十七年三月二十九日(火曜日)

午前十時開会

委員の異動

三月二十八日

辞任

円 より子君

補欠選任

島田智哉子君

出席者は左のとおり。

委員長 高嶋 良充君  
理事 市川 一朗君  
小野 清子君  
岡崎トミ子君  
森 ゆうこ君

委員

秋元 司君  
鴻池 祥肇君  
竹山 裕君  
中曽根弘文君  
西銘順志郎君  
山崎 正昭君  
神本美恵子君  
工藤堅太郎君  
島田智哉子君  
松井 孝治君  
風間 昶君  
白浜 一良君  
近藤 正道君  
黒岩 宇洋君

国務大臣 村上誠一郎君  
副大臣 内閣府副大臣 林田 彪君

大臣政務官

内閣府大臣政務官

江渡 聡徳君

事務局側

常任委員会専門員

嶋谷 潤君

本日の会議に付した案件

○地域再生法案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(高嶋良充君) たいまいから内閣委員会を開会いたします。

委員の異動について御報告いたします。  
昨二十八日、円より子さんが委員を辞任され、その補欠として島田智哉子さんが選任されました。

○委員長(高嶋良充君) 地域再生法案を議題といたします。

政府から趣旨説明を聴取いたします。村上国務大臣。  
○国務大臣(村上誠一郎君) おはようございます。

このたび、政府から提出いたしました地域再生法案について、その提案理由及び要旨を御説明申し上げます。

近年における急速な少子高齢化の進展、産業構造の変化等の社会経済情勢の変化に対応して、地域経済の活性化、地域における雇用機会の創出その他の地域の活力の再生、すなわち地域再生を推進することが重要な課題となっております。

地域再生を推進する上では、地方公共団体が、地域における地理的及び自然的特性、文化的所産並びに多様な人材の創造力を生かして、自主的かつ自立的な取組を行い、国はこのような地域の取

組を総合的かつ効果的に支援する必要があるとあります。

この法律案は、このような状況にかんがみ、地域再生基本方針の策定等政府全体として行う地域再生への取組を明確にするとともに、複数の省庁にまたがる同種の事業について、窓口を一本化して実施するための交付金の交付等の特別の措置を地域再生計画の認定に基づき講ずることにより、地域再生を一層強力に推進しようとするものであります。

次に、その要旨を御説明申し上げます。

第一に、政府は、地域再生に関する施策の総合的かつ効果的な推進を図るための基本方針を閣議決定により定めるものとしております。

第二に、地方公共団体による地域再生計画の認定申請、内閣総理大臣による計画認定等の必要の手続を定めております。

第三に、認定を受けた地域再生計画に基づき、地域再生に資する事業に対する投資を促進するための課税の特例、地域における生活環境の整備及び経済基盤の強化のために事業に充てられる交付金の交付等の特別の措置を講ずることとしております。

第四に、地域再生に関する施策を総合的かつ効果的に推進するため、内閣に、内閣総理大臣を本部長とする地域再生本部を設置することとしております。

以上が、この法律案の提案理由及びその要旨であります。

この法律案が速やかに成立いたしますよう、御審議をよろしくお願い申し上げます。

○委員長(高嶋良充君) 以上で本案の趣旨説明の聴取は終わりました。

本案に対する質疑は後日に譲ることといたします。

次回は来る三十一日午前十時に開会することとし、本日はこれにて散会いたします。

午前十時三十分散会

三月二十五日本委員会に左の案件が付託された。

一、地域再生法案

地域再生法案

地域再生法

目次

第一章 総則(第一条―第三条)

第二章 地域再生基本方針(第四条)

第三章 地域再生計画の認定等(第五条―第十条)

第四章 認定地域再生計画に基づく事業に対する特別の措置(第十二条―第十四条)

第五章 地域再生本部(第十五条―第二十四条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、近年における急速な少子高齢化の進展、産業構造の変化等の社会経済情勢の変化に対応して、地方公共団体が行う自主的かつ自立的な取組による地域経済の活性化、地域における雇用機会の創出その他の地域の活力の再生(以下「地域再生」という。)を総合的かつ効果的に推進するため、その基本理念、政府による地域再生基本方針の策定、地方公共団体による地域再生計画の作成及びその内閣総理大臣による認定、当該認定を受けた地域再生計画に基づく事業に対する特別の措置並びに地域再生本部の設置について定め、もって個性豊かで活

力に満ちた地域社会を実現し、国民経済の健全な発展及び国民生活の向上に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第二条 地域再生の推進は、地域における創意工夫を生かしつつ、潤いのある豊かな生活環境を創造し、地域の住民が誇りと愛着を持つことのできる住みよい地域社会の実現を図ることを基本とし、地域における地理的及び自然的特性、文化的所産並びに多様な人材の創造力を最大限に活用した事業活動の活性化を図ることにより魅力ある就業の機会を創出するとともに、地域の特性に応じた経済基盤の強化及び快適で魅力ある生活環境の整備を総合的かつ効果的に行うことを旨として、行われなければならない。

(国の責務)

第三条 国は、前条に規定する基本理念にのっとり、地方公共団体の自主性及び自立性を尊重しつつ、地域再生に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

第二章 地域再生基本方針

第四条 政府は、地域再生に関する施策の総合的かつ効果的な推進を図るための基本的な方針(以下「地域再生基本方針」という。)を定めなければならない。

2 地域再生基本方針には、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 地域再生の意義及び目標に関する事項

二 地域再生のために政府が実施すべき施策に関する基本的な方針

三 次条第一項に規定する地域再生計画の同条

第四項の認定に関する基本的な事項

四 前各号に掲げるもののほか、地域再生の推進のために必要な事項

3 内閣総理大臣は、地域再生本部が作成した地域再生基本方針の案について閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があつたときは、遅滞なく、地域再生基本方

針を公表しなければならない。

5 政府は、情勢の推移により必要が生じたときは、地域再生基本方針を変更しなければならない。

6 第三項及び第四項の規定は、前項の地域再生基本方針の変更について準用する。

第三章 地域再生計画の認定等

(地域再生計画の認定)

第五条 地方公共団体(都道府県、市町村(特別区を含む。)又は地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百八十四条第一項の一部事務組合若しくは広域連合をいい、港灣法(昭和二十五年法律第二百十八号)第四条第一項の規定による港務局を含む。以下同じ。)は、地域再生基本方針に基づき、内閣府令で定めるところにより、地域再生を図るための計画(以下「地域再生計画」という。)を作成し、内閣総理大臣の認定を申請することができる。

2 地域再生計画には、次に掲げる事項を記載するものとする。

一 地域再生計画の区域

二 地域再生計画の目標

三 前号の目標を達成するために行う事業に関する事項

四 計画期間

五 その他内閣府令で定める事項

六 前各号に掲げるもののほか、地域再生計画の実施に關し当該地方公共団体が必要と認める事項

3 前項第三号に掲げる事項には、次に掲げる事項を記載することができる。

一 地域における雇用機会の創出その他地域再生に資する経済的社会的効果を及ぼすものとして内閣府令で定める事業であつて株式会社により行われるものに関する事項

二 地域における経済基盤の強化又は生活環境の整備のために行う次に掲げる事業に関する事項

イ 地域における交通の円滑化及び産業の振

興を図るために行われる道路、農道又は林道の二以上を総合的に整備する事業

ロ 地域の人々の生活環境を改善するために行われる下水道、集落排水施設又は浄化槽

の二以上を総合的に整備する事業

ハ 地域における海上輸送及び水産業を通じて地域経済の振興を図るために行われる港

灣施設及び漁港施設を総合的に整備する事業

三 地域における福祉、文化その他の地域再生に資する事業活動の基盤を充実するため、補助金等交付財産(補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和三十年法律第七十九号)第二十二条に規定する財産をいう。)を当該補助金等交付財産に充てられた補助金等(同法第一条第一項に規定する補助金等をいう。)の交付の目的以外の目的に使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供することにより行う事業に関する事項

4 内閣総理大臣は、第一項の規定による認定の申請があつた地域再生計画が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、その認定をするものとする。

一 地域再生基本方針に適合するものであること。

二 当該地域再生計画の実施が当該地域における地域再生の実現に相当程度寄与するものであると認められること。

三 円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。

5 内閣総理大臣は、前項の認定を行うに際し必要と認めるときは、地域再生本部に対し、意見を求めることができる。

6 内閣総理大臣は、地域再生計画に第三項各号に掲げる事項が記載されている場合において、第四項の認定をしようとするときは、当該事項に係る関係行政機関の長(以下単に「関係行政機関の長」という。)の同意を得なければならない。

7 内閣総理大臣は、第四項の認定をしたときは、遅滞なく、その旨を公示しなければならない。

(認定に関する処理期間)

第六条 内閣総理大臣は、前条第一項の規定による認定の申請を受理した日から三月以内において速やかに、同条第四項の認定に関する処分を行わなければならない。

2 関係行政機関の長は、内閣総理大臣が前項の処理期間中に前条第四項の認定に関する処分を行うことができるよう、速やかに、同条第六項の同意について同意又は不同意の旨を通知しなければならない。

(認定地域再生計画の変更)

第七条 地方公共団体は、第五条第四項の認定を受けた地域再生計画(以下「認定地域再生計画」という。)の変更(内閣府令で定める軽微な変更を除く。)をしようとするときは、内閣総理大臣の認定を受けなければならない。

2 第五条第四項から第七項まで及び前条の規定は、前項の認定地域再生計画の変更について準用する。

(報告の徴収)

第八条 内閣総理大臣は、第五条第四項の認定(前条第一項の変更の認定を含む。)を受けた地方公共団体(以下「認定地方公共団体」という。)に対し、認定地域再生計画(認定地域再生計画の変更があつたときは、その変更後のもの。以下同じ。)の実施の状況について報告を求めることができる。

2 関係行政機関の長は、認定地域再生計画に第五条第三項各号に掲げる事項が記載されている場合には、認定地方公共団体にに対し、同項各号に規定する事業の実施の状況について報告を求めることができる。

(措置の要求)

第九条 内閣総理大臣又は関係行政機関の長は、認定地域再生計画に第五条第三項各号に掲げる事項が記載されている場合において、同項各号

に規定する事業の適正な実施のため必要があると認めるときは、認定地方公共団体に對し、当該事業の実施に關し必要な措置を講ずることを求めることができる。

(認定の取消し)

第十条 内閣総理大臣は、認定地域再生計画が第五條第四項各号のいずれかに適合しなくなつたと認めるときは、その認定を取り消すことができる。この場合において、当該認定地域再生計画に同條第三項各号に掲げる事項が記載されているときは、内閣総理大臣は、あらかじめ、關係行政機關の長にその旨を通知しなければならない。

2 前項の通知を受けた關係行政機關の長は、同項の規定による認定の取消しに關し、内閣総理大臣に意見を述べることができる。

3 前項に規定する場合のほか、關係行政機關の長は、認定地域再生計画に第五條第三項各号に掲げる事項が記載されている場合には、第一項の規定による認定の取消しに關し、内閣総理大臣に意見を述べることができる。

4 第五條第七項の規定は、第一項の規定による認定の取消しについて準用する。

(認定地方公共団体への援助等)

第十一条 認定地方公共団体は、地域再生本部に對し、認定地域再生計画の実施を通じて得られた知見に基づき、当該認定地域再生計画の円滑かつ確実な実施が促進されるよう、政府の地域再生に關する施策の改善についての提案をすることができ。

2 地域再生本部は、前項の提案について検討を加え、遅滞なく、その結果を当該認定地方公共団体に通知するとともに、インターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならない。

3 国は、認定地方公共団体に對し、当該認定地域再生計画の円滑かつ確実な実施に關し必要な情報の提供、助言その他の援助を行うように努めなければならない。

4 前三項に定めるもののほか、国及び認定地方公共団体は、当該認定地域再生計画の円滑かつ確実な実施が促進されるよう、相互に連携を図りながら協力しなければならない。

第四章 認定地域再生計画に基づく事業に對する特別の措置

(課税の特例)

第十二條 認定地域再生計画に記載されている第五條第三項第一号に規定する事業を行う株式会社であつて地域における雇用機會の創出に對する寄与の程度を考慮して内閣府令で定める常時雇用する従業員の数その他の要件に該當するものとして内閣総理大臣が指定するもの(以下この條において「特定地域再生事業会社」という。)により発行される株式を払込みにより個人が取得した場合には、租税特別措置法(昭和三十三年法律第二十六号)で定めるところにより、課税の特例の適用があるものとする。

2 内閣総理大臣は、特定地域再生事業会社が前項に規定する内閣府令で定める要件を欠くに至つたと認めるときは、その指定を取り消すことができる。

3 特定地域再生事業会社の指定及びその取消しの手続に關し必要な事項は、内閣府令で定める。

(地域再生基盤強化交付金の交付等)

第十三條 国は、認定地方公共団体に對し、当該認定地方公共団体の認定地域再生計画に第五條第三項第二号に掲げる事項が記載されている場合において、同号イ、ロ又はハに規定する事業に要する経費に充てるため、政令で定めるところにより、予算の範囲内で、交付金を交付することができる。

2 前項の交付金(以下この條において「地域再生基盤強化交付金」という。)の種類は、次の各号に掲げるとおりとし、それぞれ当該各号に定める施設の整備に充てられるものとする。

一 道整備交付金 道路、農道又は林道であつて政令で定めるもの

二 汚水処理施設整備交付金 下水道、集落排水施設又は浄化槽であつて政令で定めるもの

三 港整備交付金 港湾施設又は漁港施設であつて政令で定めるもの

四 前二号に掲げるもののほか、地域再生基本方針に基づく施策の実施の推進に關するもの

3 地域再生基盤強化交付金を充てて行う施設の整備に要する費用については、道路法(昭和二十七年法律第八十号)、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)その他の法令の規定に基づく国の負担又は補助は、当該規定にかかわらず、行わないものとする。

五 前各号に掲げるもののほか、地域再生に關する施策で重要なものの企画及び立案並びに総合調整に關すること。

4 地域再生基盤強化交付金の交付の事務は、交付金の種類に應じ、政令で定める区分に従つて農林水産大臣、国土交通大臣又は環境大臣が行う。

(財産の処分の制限に係る承認の手続の特例)

第十四條 認定地方公共団体が認定地域再生計画に基づき第五條第三項第三号に規定する事業を行う場合においては、当該認定地方公共団体がその認定を受けたことをもつて、補助金等に係る予算の執行の適正化に關する法律第二十二條に規定する各省各庁の長の承認を受けたものとみなす。

2 副本部長は、副本部長の職務を助ける。

第五章 地域再生本部

(設置)

第十五條 地域再生に關する施策を総合的かつ効果的に推進するため、内閣に、地域再生本部(以下「本部」という。)を置く。

2 本部員は、本部員及び副本部長以外のすべての國務大臣をもつて充てる。

(所掌事務)

第二十一條 本部は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、国の行政機關、地方公共団体、独立行政法人(独立行政法人通則法(平成十一年法律第三十三号)第二條第一項に規定する独立行政法人をいう。)及び地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号)第二條第一項に規定する地方独立行政法人をいう。)の長並びに特殊法人(法律により直接に設立された法人又は特別の法律により特別の設立行為をもつて設立された法人であつて、總務省設置法(平成十一年法律第九十一号)第四條第十五号の規定の適用を受けるものをいう。)の代表者に對して、資料の提出、意見の表

明、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 本部は、その所掌事務を遂行するため特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(事務)

第二十二條 本部に関する事務は、内閣官房において処理し、命を受けて内閣官房副長官補が掌理する。

(主任の大臣)

第二十三條 本部に係る事項については、内閣法(昭和二十二年法律第五号)にいう主任の大臣は、内閣総理大臣とする。

(政令への委任)

第二十四條 この法律に定めるもののほか、本部に關し必要な事項は、政令で定める。

附則

(施行期日)

1 この法律は、平成十七年四月一日から施行する。

(検討)

2 政府は、この法律の施行後七年以内に、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(内閣府設置法の一部改正)

3 内閣府設置法(平成十一年法律第八十九号)の一部を次のように改正する。

第四條第三項第三号の二の次に次の一号を加える。

三の三 地域再生法(平成十七年法律第

号)第五條第一項に規定する地域再生計画の認定に關すること及び同法第十二條第一項に規定する特定地域再生事業会社の指定に關すること並びに同法第十三條第一項の交付金を充てて行う事業に關する關係行政機關の経費の配分計画に關すること。

三月二十五日本委員会に左の案件が付託された。

一、基本的人権の侵害は許さず、レッド・パージ犠牲者の名誉回復と正当な国家賠償を行うことに關する請願(第四五五号)

一、戦時性的強制被害者問題の解決の促進に關する法律案早期成立に關する請願(第四九七号)(第五〇一号)(第五〇二号)(第五〇三号)(第五〇四号)(第五〇五号)(第五〇六号)(第五〇九号)(第五一〇号)(第五一一号)(第五一八号)(第五一九号)(第五二〇号)(第五二二一号)(第五二二二号)(第五二三号)(第五二四号)(第五二五号)

第四五五号 平成十七年三月十五日受理  
基本的人権の侵害は許さず、レッド・パージ犠牲者の名誉回復と正当な国家賠償を行うことに關する請願  
請願者 横浜市旭区万騎が原九ノ五ノAノ二〇二 蜂谷竜悟 外百三十名  
紹介議員 福島みずほ君

一九四九年から一九五一年にかけて、アメリカ占領軍の指揮の下、日本政府と財界が加担して、レッド・パージが強行された。官公庁の行政整理と民間の企業整備の中での日本共産党員とその支持者や労働組合活動家をねらい撃ちした不当な解雇、一方的な不適格基準による教員の追放に続き、マッカーサーの反共声明・書簡に基づく直接的なレッド・パージにより、全国で四万人を超える人々が暴力分子、企業の破壊者などの烙印を押されて、強権的に職場から追われた。これは、日本の降伏条件を定めたポツダム宣言に違反し、また、国民の基本的人権を規定した日本国憲法を踏みにじる無法な政治的・思想的弾圧であった。

レッド・パージの結果、国民生活の擁護、軍国主義の一掃と民主主義の確立、自主的な経済復興、米軍の朝鮮戦争への介入反対などの要求を掲げての民主的運動は大打撃を受けた。また、レッド・パージの犠牲者と家族は計り知れない精神的・物質的・社会的損害を被り、自ら命を絶った人も少なくない。しかし、政府も財界も、レッド・パージを強行した責任を認めて謝罪したことはなく、犠牲者に何らの救済も行っていない。これが今日、少なからぬ職場で思想差別が続いている根底となっている。

ついては、基本的人権の侵害は許さないという立場から、次の事項について実現を図りたい。

一、国はレッド・パージが憲法にもポツダム宣言にも明白に違反した不法・不当な弾圧であったことを認めること。

二、国はしかるべき特別法を制定して、レッド・パージ犠牲者の名誉回復と正当な損害賠償を行うこと。

第四九七号 平成十七年三月十六日受理  
戦時性的強制被害者問題の解決の促進に關する法律案早期成立に關する請願  
請願者 北海道小樽市緑三ノ一九ノ七〇一 結城洋一郎 外百名  
紹介議員 佐藤 泰介君

一九九〇年に国会(参議院予算委員会)において慰安婦(戦時性的強制被害者)問題が初めて取り上げられてから既に一五年が経過し、今年は戦後六〇年である。当事者は八〇歳前後に達し、各地から計報が届く。慰安婦問題では、国連やILOなどの国際的な専門機関からも繰り返し勧告・指摘を受け、二〇〇二年一〇月には台湾の立法院が、二〇〇三年二月には韓国の国会が、今年一月にはフィリピン議会下院外交委員会が、この法律案の早期制定を求める決議を採択している。被害者が生きていくうちに問題の解決を求める。

ついては、次の事項について実現を図りたい。

一、「戦時性的強制被害者問題の解決の促進に關する法律案」を早期成立させること。

請願者 京都市山科区西野野色町六七ノ一 村上亨 外百名  
紹介議員 工藤堅太郎君  
この請願の趣旨は、第四九七号と同じである。

第五〇二号 平成十七年三月十六日受理  
戦時性的強制被害者問題の解決の促進に關する法律案早期成立に關する請願  
請願者 北海道石狩郡当別町太美町二、三 四三ノ八七 板谷みきよう 外百名  
紹介議員 加藤 敏幸君  
この請願の趣旨は、第四九七号と同じである。

第五〇三号 平成十七年三月十六日受理  
戦時性的強制被害者問題の解決の促進に關する法律案早期成立に關する請願  
請願者 福岡県糸島郡志摩町師吉七六四ノ一二 樋口治男 外百名  
紹介議員 大塚 耕平君  
この請願の趣旨は、第四九七号と同じである。

第五〇四号 平成十七年三月十六日受理  
戦時性的強制被害者問題の解決の促進に關する法律案早期成立に關する請願  
請願者 東京都稲城市矢野口一、三四〇ノ三 立沢久子 外百名  
紹介議員 和田ひろ子君  
この請願の趣旨は、第四九七号と同じである。

第五〇五号 平成十七年三月十六日受理  
戦時性的強制被害者問題の解決の促進に關する法律案早期成立に關する請願  
請願者 東京都杉並区善福寺一ノ二九ノ二 九 岡田志帆 外百名  
紹介議員 福島みずほ君  
この請願の趣旨は、第四九七号と同じである。

第五〇六号 平成十七年三月十六日受理  
戦時性的強制被害者問題の解決の促進に関する法律案早期成立に関する請願

請願者 神戸市北区東大池一ノ一九ノ二一  
森脇章 外百一名  
紹介議員 前田 武志君  
この請願の趣旨は、第四九七号と同じである。

第五〇九号 平成十七年三月十七日受理  
戦時性的強制被害者問題の解決の促進に関する法律案早期成立に関する請願

請願者 鹿児島市紫原一ノ二九ノ一六 大  
山高 外九十八名  
紹介議員 糸数 慶子君  
この請願の趣旨は、第四九七号と同じである。

第五一〇号 平成十七年三月十七日受理  
戦時性的強制被害者問題の解決の促進に関する法律案早期成立に関する請願

請願者 岩手県北上市村崎野一八ノ二九七  
ノ四四 影山一男 外百名  
紹介議員 田 英夫君  
この請願の趣旨は、第四九七号と同じである。

第五一一号 平成十七年三月十七日受理  
戦時性的強制被害者問題の解決の促進に関する法律案早期成立に関する請願

請願者 鹿児島県加世田市村原三ノ一〇ノ  
二 牧元章 外二百一名  
紹介議員 神本美恵子君  
この請願の趣旨は、第四九七号と同じである。

第五一八号 平成十七年三月十七日受理  
戦時性的強制被害者問題の解決の促進に関する法律案早期成立に関する請願

請願者 千葉県市川市福栄三ノ一ノ二ノ五  
一八 奈良正夫 外百名  
紹介議員 高橋 千秋君

この請願の趣旨は、第四九七号と同じである。

第五一九号 平成十七年三月十七日受理  
戦時性的強制被害者問題の解決の促進に関する法律案早期成立に関する請願

請願者 徳島市八多町町田三一 寺橋三子  
外百名  
紹介議員 市田 忠義君  
この請願の趣旨は、第四九七号と同じである。

第五二〇号 平成十七年三月十七日受理  
戦時性的強制被害者問題の解決の促進に関する法律案早期成立に関する請願

請願者 神奈川県平塚市虹ヶ浜一四ノ二五  
藤森由利子 外百一名  
紹介議員 谷 博之君  
この請願の趣旨は、第四九七号と同じである。

第五二一号 平成十七年三月十七日受理  
戦時性的強制被害者問題の解決の促進に関する法律案早期成立に関する請願

請願者 福岡市東区青葉七ノ二六ノ五 木  
下俊彦 外百一名  
紹介議員 櫻井 充君  
この請願の趣旨は、第四九七号と同じである。

第五二二号 平成十七年三月十七日受理  
戦時性的強制被害者問題の解決の促進に関する法律案早期成立に関する請願

請願者 広島市安佐北区龜山南二ノ四五ノ  
五 栗栖忠 外百名  
紹介議員 藤本 祐司君  
この請願の趣旨は、第四九七号と同じである。

第五二三号 平成十七年三月十七日受理  
戦時性的強制被害者問題の解決の促進に関する法律案早期成立に関する請願

請願者 川崎市川崎区大師町一六ノ一 大  
沼千代子 外百一名

紹介議員 平野 達男君  
この請願の趣旨は、第四九七号と同じである。

第五二四号 平成十七年三月十七日受理  
戦時性的強制被害者問題の解決の促進に関する法律案早期成立に関する請願

請願者 福岡県直方市下境一、〇九六 都  
津川智子 外九十九名  
紹介議員 水岡 俊一君  
この請願の趣旨は、第四九七号と同じである。

第五二五号 平成十七年三月十七日受理  
戦時性的強制被害者問題の解決の促進に関する法律案早期成立に関する請願

請願者 東京都杉並区井草一ノ四二ノ九  
久米あつみ 外百名  
紹介議員 小川 敏夫君  
この請願の趣旨は、第四九七号と同じである。





平成十七年四月一日印刷

平成十七年四月四日発行

参議院事務局

印刷者 国立印刷局

A